

令和7（2025）年度柏崎市奨学生募集要項

柏崎市は、奨学金を希望する皆さんを募集します。
必要とする方は、申請書類・証明書類等を提出期間中に提出してください。



1 奨学生の資格

次の(1)から(4)の全てに該当する者

- (1) 申請日現在で、保護者が柏崎市内に1年以上住所を有し、かつ、市税等を滞納していない世帯であること。
- (2) 奨学金の貸付けを受けなければ、大学、短期大学、専門職大学、専門職短期大学又は専修学校（専門課程で修業年限2年以上）（以下「大学等」）への就学が困難であること。
- (3) 以下の学習成績を満たすこと。
 - ① 令和7（2025）年4月に大学等へ入学予定の者及び申請日時点で大学等1年生の者
「高校等及び高等専門学校における全履修科目の学習成績の評定平均値が3.0以上（5段階評価）」又は「高等学校卒業程度認定試験の合格者」であること。
 - ② 申請日時点で大学等2年生以上の者
「申請する前年度までの在学校の成績で良以上又はB以上が全履修科目数の50%以上」であること。
例) 申請日時点で大学3年生の場合
→大学1、2年生時の成績で判断
- (4) 主たる家計支持者（※）の認定所得金額が、別表第1（6ページ）の収入基準額以下であること。
※父母又はこれに代わって家計を支えている者のうち、所得金額の多い者1人

2 奨学金の貸付月額・貸付期間

学校種別	貸付月額	貸付対象期間
大学、短期大学、専門職大学、専門職短期大学 又は専修学校（専門課程で修業年限2年以上）	60,000円以内	令和7（2025）年4月から 卒業までの最短修業年限

他の奨学金制度との併給を前提とした申請も可。ただし他の制度が併給を認めていない場合がありますのでご注意ください。

3 採用人員 25人 うち新潟産業大学・新潟工科大学優先枠 計5人

※令和7（2025）年度の奨学生は、柏崎市の予算成立が前提であり、現段階で貸付けを確約するものではありません。

- (注1) 大学、専門職大学及び短期大学、専門職短期大学とは、学校教育法による大学の学部・学科（課程）、短期大学をいいます。国・公・私立及び昼・夜間の別は、問いません。ただし、通信教育部・別科、放送大学、自治医科大学、産業医科大学、防衛大学校等は、対象になりません。

(注2) 専修学校の専門課程は、次の3点全てに該当するものを対象とします。

- 1 職業に必要な技術を学ぶ学科
(工業、農業、医療、衛生、教育、社会福祉、商業実務関係や、服飾、デザイン、写真、外国語、音楽、美術など)
- 2 修業年限が2年以上の学科
- 3 授業が一定の時期に開始され、終期が定められている学科(随時入学・卒業を認めている学科は対象外)

4 償還(返済)等

- (1) 利子 無利子
- (2) 期間等 償還開始は卒業の1年後 償還期間は10年以内
- (3) 償還方法 口座振替(年賦、半年賦又は月賦)
- (4) 延滞金 指定日までに納付がない場合、所定の計算方法により延滞金が課されます。

5 償還に関する各種制度(申請が必要)

- (1) 償還猶予
申請の理由(大学院在学中等)を教育委員会が審査し、可否を決定
- (2) 償還免除
申請の理由(償還中の本人の死亡・心身障害)を奨学金貸付選考委員会が審査し、可否を決定
- (3) 償還補助



- ・ 柏崎市ウェルカム柏崎ライフ応援事業補助金(償還額の一部を補助する制度)

【対象者】…大学等を卒業後、柏崎市に住民登録がある等、一定の要件を満たす方

※ただし、公務員を除く。(詳細は、市ホームページでご確認ください。)

【期間】…奨学金の償還を開始した月または柏崎市に住民登録をした日の翌月のいずれか遅い月から起算して60か月分

【補助額】…前年度中に返還した奨学金の2分の1(上限10万円)

(前年度の住民登録期間が1年未満の場合は、住民登録の月数で按分)

※ 本制度は、令和6(2024)年4月現在の内容です。今後、制度の継続・変更・廃止を含めた見直しを行う可能性があります。

<10年償還の事例>

区分	貸付月額	償還(貸付)総額	償還回数	1回当たりの償還金額
大学(4年)	60,000円	2,880,000円	年賦 10回	288,000円
			半年賦 20回	144,000円
			月賦 120回	24,000円
短大・専修学校(2年)	60,000円	1,440,000円	年賦 10回	144,000円
			半年賦 20回	72,000円
			月賦 120回	12,000円

6 申請期間

令和7(2025)年2月3日(月)から令和7(2025)年3月31日(月)まで

※郵送の場合、令和7(2025)年3月31日(月)消印まで有効

※持参の場合、令和7(2025)年3月31日(月)午後5時まで受付

但し、「所得及び納税状況調査同意書」は令和7(2025)年3月14日(金)

までに教育総務課へ提出してください。

7 申請方法

(1) 用意する書類

	書類	備考
1	奨学金貸付申請書	10、11ページの申請書
2	世帯（同一生計の家族）全員の住民票の写し ※奨学金申請者と保護者（父母等）の住民票が別の場合は、保護者世帯の住民票と本人の除票が必要です。	14ページの申請書を記入し、申請窓口に請求。 〔市役所1階市民課、高柳町事務所、 西山町事務所〕 又はコンビニエンスストアで取得 ^{※1} 。 ※マイナンバーの記載は不要です。
3	保護者の令和5（2023）年分の所得証明書 ・無職無収入の場合も必要 ・所得申告がない場合、申告が必要 ・所得の有無に関わらず、奨学金を受けようとする方の <u>父母の所得証明が必要</u> ・令和6年1月1日に柏崎市に住所のない方の証明は発行できません。前住所地の市区町村役場へ申請してください。	15、16ページの申請書を記入し、申請窓口 に請求。 〔市役所1階税務課、高柳町事務所、 西山町事務所〕 ※印鑑、本人確認ができるものを持参 又はコンビニエンスストアで取得 ^{※2} 。
4	所得及び納税状況調査同意書	17ページの同意書を記入し、教育総務課へ提出。納税状況を調査するため、 3月14日（金）までにご提出 ください。
5	在学証明書 ※大学等在学生の方のみ提出が必要です。	在学証明書は、大学等で取得。
6	返信用切手（110円切手）	選考結果送付用
7	成績を証明する書類 ○ 令和7（2025）年4月に大学等へ進学予定の者及び申請日時時点で大学等1年生の者 … 成績証明書（調査書も可） ○ 高校卒業程度認定試験合格者 … 合格成績証明書 ○ 申請日時時点で大学等2年生以上の者 … 成績証明書	既に卒業した者は、成績証明書を出身高校等に請求してください。 高校等で習得した単位で、検定の科目一部免除を受けた者は、出身高校等の成績証明書も必要 申請する前年度までの在学校の成績が記載されたものを大学等に請求してください。
8	その他	別表第2（7ページ）区分Aの(3)から(6)の控除を適用する場合は、その事実を証明できる書類を添付

※1 住民票の写しはコンビニエンスストアでも取得可能です（マイナンバーカードが必要です）。

料金：1通 200円（窓口の場合は：1通 300円）

※2 所得証明書はコンビニエンスストアでも取得可能です（マイナンバーカードが必要です）。

料金：1通 200円（窓口の場合は：1通 300円）

住民票・所得証明書ともにオンライン申請により取得することが可能です。

（別途郵送料が必要です。詳しくは柏崎市公式ホームページよりご確認ください。）

(2) 提出先

高校等を令和7（2025）年3月に卒業見込みの者

①在学高校等が指定する期日までに、**書類1～3、6、8**を**学校へ提出**

[申請者 ⇒ 学校 ⇒ 教育委員会]

※ 学校が、貸付申請書の学校記入欄を記入し、**書類7**の成績証明書を添えて、

申請期限までに教育委員会教育総務課へ提出（郵送可）

②**3月14日（金）**までに**書類4**を**教育総務課へ提出**。（持参もしくは郵送）

[申請者 ⇒ 教育委員会]

高校等を令和6（2024）年3月以前に卒業した者又は高校卒業程度認定試験合格者

申請期限までに、**書類1～4、6～8**を直接、**教育委員会教育総務課へ提出**（郵送可）

※大学等在学学生は、**在学証明書**も提出。

[申請者 ⇒ 教育委員会]

8 奨学生の決定等

(1) 柏崎市奨学金貸付選考委員会において、所得金額と成績を基に審査し、**採用候補者**を内定します。結果は、4月下旬に申請者へ通知します。

(2) **採用候補者**は、大学等に入学後、次の書類を4月末日までに提出することにより、奨学生として正式に決定します。

○ 在学証明書（大学等）

○ 奨学金借用証書（次の2名の実印の押印と、その印鑑登録証明書の添付が必要）

・連帯保証人 … 保護者

・保証人 … 次の4点全てに該当する者

ア 市内に居住していること（原則）。

イ 本人及び連帯保証人と別世帯であること。

ウ 65歳未満（令和6（2024）年4月1日現在）の成人であること。

エ 市税を滞納していないこと。



※ 内定してもこれらの書類の提出がない場合は、奨学金の貸付けができません。特に、保証人への協力依頼はお早めに。

（借用証書への署名押印、印鑑登録証明書の取り寄せ）

※ 貸付月額は、この借用証書提出時に決めていただきます（6万円以内）。

※ 償還（返済）月額は、貸付終了後に決めていただきます。

9 奨学金の貸付け

5月に2か月分(4月、5月分)、以後毎月25日(※)に奨学生本人の口座へ送金します。

※25日が金融機関の休日に当たる場合は、その直前の金融機関営業日

【提出・問合せ先】

〒945-8511 柏崎市日石町2番1号
柏崎市教育委員会 教育総務課 総務企画係
(柏崎市役所2階) 担当：大矢
電話： 0257-21-2360 (教育総務課直通)

奨学生所得基準

- 1 主たる家計支持者（父母又はこれに代わって家計を支えている者のうち、所得金額の多い者1人）の1年間の認定所得金額が別表第1の収入基準額以下であること。

別表第1 収入基準額

区 分		収入基準額
世帯人員 (同一生計の家族)	2人	282万円
	3人	328万円
	4人	355万円
	5人	382万円
	6人	402万円
	7人	422万円
	8人	442万円

(備考) 世帯人員（同一生計の家族）が8人を超える場合の収入基準額は、
20万円×(世帯人員－8人)+442万円 の額

2 認定所得金額

主たる家計支持者の1年間の総収入金額を次のア、イにより計算した金額から、別表第2（7ページ）の特別控除額を控除した金額をいう。

ア 給与所得（公的年金を含む）の場合

年間総収入金額令和5（2023）年分の所得証明書に記載されている「給与収入」と「公的年金収入」を合算した金額）を以下の算式により計算した金額とする。

年間総収入金額	給与所得金額
329万円以下の場合	0円
330万円以上400万円以下の場合	年間総収入金額×0.8－263万円
401万円以上878万円以下の場合	年間総収入金額×0.7－223万円
879万円を超える場合	年間総収入金額－486万円

※1万円未満切捨て

イ 給与所得以外の場合

収入金額・売上高から、必要経費を差し引いた金額とする。

原則として、令和5（2023）年分の所得証明書に記載されている給与所得以外の所得金額とする。

※1万円未満切捨て

別表第2 特別控除額表

区分	特別の事情	特別控除額					
A 世帯を対象とする控除	(1) 就学者のいる世帯である (児童・生徒・学生1人につき)	小 学 校		8 万円			
		中 学 校		1 6 万円			
				自 宅 通 学	自 宅 外 通 学		
		高 等 学 校	国・公立	2 8 万円	4 7 万円		
			私 立	4 1 万円	6 0 万円		
		高等専門学校	国・公立	3 6 万円	5 5 万円		
			私 立	6 0 万円	8 0 万円		
		大 学	国・公立	5 9 万円	1 0 2 万円		
			私 立	1 0 1 万円	1 4 4 万円		
		専修学校	高等課程	国・公立	1 7 万円	2 7 万円	
				私 立	3 7 万円	4 6 万円	
			専門課程	国・公立	2 2 万円	6 2 万円	
私 立	7 2 万円			1 1 2 万円			
(2) 母子・父子世帯である	一律		4 9 万円				
(3) 障害者のいる世帯である	障害者1人につき		8 6 万円				
(4) 主たる家計支持者が別居している世帯である	別居のために特別に支出している年間金額。ただし、71万円を限度とし、住居費、光熱費等に限る。						
(5) 長期療養者のいる世帯である	療養のために経常的に特別に支出している年間金額。ただし、診療代、治療代、医薬品代等に限り、食費は対象としない。						
(6) 火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯である (申請の前年から申請時まで に被害を受けた世帯)	日常生活を営むのに必要な資材、あるいは生活費を得るための基本的な生活手段(田・畑・店舗等)に被害があって、将来長期にわたって支出増又は収入減になると認められる年間金額。						
B 本人を対象とする控除	一律		5 9 万円				

(備考)

- 1 区分Aの(1)の控除は、申請者本人以外の世帯員を対象として適用する控除である。
学校は、申請日現在の在学学校とする。
- 2 区分Aの(3)から(6)の控除を適用する場合は、その事実を証明できる書類(障害者手帳・診断書・領収書の写し、り災証明書等)を申請書に添付しなければならない。

奨学金貸付申請書の記入上の注意

申請書は、選考上の大切な資料です。事実をありのままに記入してください。

- 1 「申請者」は、大学等へ進学する本人のことをいいます。
- 2 「氏名」は、住民票の写しに記載されているものです。
- 3 「家族住所」は、住民票の写しに記載されているものです。
- 4 「同一生計の家族」は、生計を一にしている者は同居・別居を問わず全員記入してください（別居者には×印を記入）。
- 5 「続柄」は、申請者本人から見た関係です。
- 6 「年齢」は、令和7（2025）年4月1日現在のものです。
- 7 「職業」は、食料品小売業、鮮魚卸売業、会社員、公務員など詳しく記入してください。
年金、恩給、家賃収入、利子収入などがある者については、「職業」にその種類を記入してください。
- 8 「就学者(本人を除く)」は、**申請日現在**で次の学校に在学する者を記入してください。
大学、専門職大学、短期大学、専門職短期大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校、中学校、小学校、特別支援学校、専修学校（高等課程、専門課程）、国立養護教諭養成所
（注）予備校、各種学校、防衛大学校、海上保安大学校、職業訓練校、専修学校の一般課程等に在学している者は、「就学者を除く家族」に記入してください。
- 9 「収入・売上金額(税込)」の記入に当たっては、次のことに注意してください。
 - (2) 主たる家計支持者のみ記入する。
 - (2) 令和5（2023）年中の1年間の総収入金額(税込)を記入する。
 - (3) 同一人について2種類以上の収入がある場合は、上下に区分する等わかるように記入する。
 - (4) 申請時現在、主たる家計支持者が無職無収入の場合は、0と記入する。
その場合、離職証明書又は雇用保険受給資格証の写し等、その事実を証明できる書類を添付する。
- 10 「所得・利益金額(税込)」の記入に当たっては、次の方法で計算してください。
 - (1) 給与所得(公的年金を含む)の場合
年間総収入金額令和5（2023）年分の所得証明書に記載されている「給与収入」と「公的年金収入」を合算した金額を以下の算式により計算した金額(1万円未満切捨て)とします。

年間総収入金額	給与所得金額
329万円以下の場合	0円
330万円以上400万円以下の場合	年間総収入金額×0.8 - 263万円
401万円以上878万円以下の場合	年間総収入金額×0.7 - 223万円
879万円を超える場合	年間総収入金額 - 486万円
 - (2) 給与所得以外の場合
収入金額(又は売上高)から、必要経費を差し引いた金額とします。
原則として、令和5（2023）年分の所得証明書に記載されている給与所得以外の所得金額(1万円未満切捨て)を記入してください。

- 11 「特別控除額」は、別表第2（7ページ）を参照し、記入してください。
- 12 「経営内容」は、事業所得(商・工・林・水産業)及び農業所得の場合に記入してください。
- 13 「連帯保証人氏名」(保護者)は、必ずその人に自署してもらってください。

※ 連帯保証人は保護者(父母)になりますが、事情によってはこれに代わる適当な者を選定してください。連帯保証人は成年者であって、将来本人と連帯して弁済の責任を負います。

※ 採用が決定し、貸付を受ける際には、「連帯保証人」のほかに、「保証人」1人が必要となります。「保証人」については、募集要項4ページをご覧ください。

- 14 「※学校記入欄」は、**高校等を令和6（2024）年3月以前に卒業した者及び高校卒業程度認定試験合格者**は記入不要です。

奨学金貸付申請書

(表)

フリガナ		男 ・ 女	学 校 名	※全日制・定時制・通信制		高校卒業程度認定 試験合格者記入欄		
氏名			課 程					
年 月 日生 (満 歳)			科・学年	科・第 学年		____年度合格		
進学志望校 (進学校)	※国公立 私立		(学校名称)		(学部・学科名称)			
本人住所 〒 TEL			家族住所 〒 TEL					
同一生計の家族	就学者を除く家族	続柄	氏 名	年齢	職 業	収入・売上金額 (税込)	所得・利益金額 (税込)	
						円	万円	
						円	万円	
						円	万円	
						円	万円	
			↑ ____ 主たる家計支持者に○印 別 居 者 に×印			所得金額合計	ア 万円	
就学者(本人除く)	続柄	氏 名	※設置者別	※就 学 者 控 除		※通学別	特別控除額	
			国公・私立	小・中・高・高専・専修 (高等・専門)・大学等		自宅・自宅外	万円	
			国公・私立	小・中・高・高専・専修 (高等・専門)・大学等		自宅・自宅外	万円	
			国公・私立	小・中・高・高専・専修 (高等・専門)・大学等		自宅・自宅外	万円	
所得から差し引かれる	A 世帯	母子・父子世帯 (一律 49 万円)					万円	
		障害者 (公害疾病の認定を受けた障害のある人、常に就床を要する要介護の人等) (1人につき 86 万円)					万円	
		主たる家計支持者の別居 (別居による、住居・光熱・水道・家具・家事用品の実費) (71 万円限度)					万円	
		長期療養者 (6 か月以上療養中の人、療養を必要とする人で経常的に特別な支出をしている年間金額)					万円	
		災害の被害 (前年から申請時までには被害を受け、今後 2 年以上の支出増・収入減の年間金額)					万円	
	B	本人の就学者控除 (59 万円)					万円	
控 除 額 合 計						イ 万円		
教育委員会記入欄		認定所得金額 (ア - イ)				万円		
		収入基準額 (世帯人員 人)				万円		
経営内容 (自営業のみ記入)								
事業 (商・工・林・水産業)			農 業					
事業の形態 ※同族会社・自営			耕作面積 (田	a)	(畑	a)	(果樹園	a)
従業者数 (家族 人、使用人 人)			収穫量 (米	kg)				

申請者は、内を記入すること。

※は、該当するものを○で囲むこと。

※太枠の中のみ記入してください。

(裏)

進学先で学びたいこと、また、学んだことを将来どのようにいかしたいか (具体的に)					
本人の最終学歴	年 月	※	ア () 卒業見込み イ () 卒業 ウ 高校卒業程度認定試験合格		
※該当するものを1つ○で囲み、()に学校名を記入する。					
以上のおおりに記載事項に相違ありません。貴市の奨学生として採用していただきたくお願いします。 奨学生として採用の上は、貴市奨学金貸付条例に従い奨学生としての責務を果たすことはもとより、奨学金の償還についても誠実にその義務を履行します。					
上記のおおりに連帯保証人と連署して誓約します。					
年 月 日					
本人氏名 (本人自署) 連帯保証人氏名 (保護者等自署)					
柏崎市教育委員会 様					
連帯保証人関係事項	現住所	電話番号	本人(出願者)との続柄	生年 月日	年 月 日生
			年 齢	満	歳

○添付書類 ・住民票の写し(世帯全員) 1通 ・前年の保護者の所得証明書 1通

※学校記入欄

推薦所見	(人物・成績・健康・家庭の教育関心等について記入) 【添付書類 成績証明書1通】			
学習成績の評定平均値 (5段階)			調書 作成者印	
この生徒は、人物・学業共に優秀かつ健康でありますので、貴市の奨学生として適当なものと認め、推薦します。				
年 月 日				
柏崎市教育委員会 様			学校名 学校長名	印